

コンプライアンス 至上の時代

行政書士 林 英男氏

ASP出現で
急速な普及へ

しかし、運用開始当初は、排出事業者、収集運搬事業者、処理業者すべてが同時に始める必要があることに加え、零細事業者への基本料金の負担が足かせとなり、思ったほど普及が図れなかった。近年では、JWNET(日本産業廃棄物処理振興センター)の提供する電子マニフェストシステムをサポートする民間の「ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)事業者」が誕生している。

業界の特殊性を勘案し、情報処理の方法や管理の合理化の機能をインターネットやウェアブを介して付加する。電子マニフェスト活用を事業者が組み入れることで、ここ二、三年の急速な電子マニフェストの普及に一役買っている。

政府も50%目
指し普及促進

政府も、電子マニフェスト普及促進をサポート。首相を本部長とするIT戦略本部の「IT新改革戦略」で、大規模排出事業者への普及を促進。

また、公共工事の発注者である各地方整備局が、処理状況の確認を電子マニフェスト利用証明でも対応。零細企業への料金体系および事務手続きの見直しなども進み、平成二十二年度は、普及率五〇%を目指している。

電子マニフェストは、まだ導入していない事業者が多い。電子という響きも敬遠されがちだが、利用して初めてその素晴らしさを実感する事

廃棄物処理契約順守に向けて

電子マニフェスト必須

委託された産業廃棄物の処理が、委託基準に沿って作成された委託契約を順守しているかどうかを、排出事業者が最後まで確認する仕組みをマニフェスト制度という。

目的は①適正処理の進行を管理すること、排出事業者の責任の確保②不法投棄などの不適正処理を防止し、発生した不適正処理のトレーサビリティ(追跡可能性)を高める――の二点。

平成十年のマニフェスト義務化と同時に始まった電子マニフェスト制度は、「事務処理の効率化」、「関係企業間の情報共有化」、「データの透明性および記載漏れの予防」などメリットが多い。

ここ数年で急速に広まるであろう電子マニフェストは、経営の合理化とコンプライアンス至上の業界で、生き残っていくための必須アイテムになろうとしている。

問い合わせは林行政書士事務所まで。電話086(27

3)88844。